

# Riopedra加賀FC 規約

## 第1条 総則

- (1) 当クラブは、Riopedra加賀FC（リオペードラ加賀フットボールクラブ）と称する。
- (2) 当クラブは、石川県加賀市加茂町八421番地 総合スポーツ施設 アウパ加賀内に事務所を置く。
- (3) 当クラブは、特定非営利活動法人（NPO）スポーツクラブ Riopedra加賀に属する。

## 第2条 目的

- (1) 学校教育活動外の社会教育の一環として、サッカーを通じて、闘争心、マナー、協調性、集中力等を養うと共に健康な身体を育てる。
- (2) サッカーを愛し、サッカーを楽しみ、フェアプレーの精神を尊重し、常に全力でプレーする。
- (3) 規律と秩序を重んじ、夢を共有する。
- (4) 個人の自主性と創造性を尊重し、達成する喜びをわかちあう。
- (5) 練習、試合を通じ会員相互の信頼と親睦を図る。

## 第3条 規律

- (1) 時間、約束を守り、挨拶、返事をはっきりと、又他人に迷惑をかけない事等を厳守し、守れない場合は責任を連帯とする。
- (2) 練習と試合には、最大限の努力を払って参加し、正当な理由がない限り遅刻は認められない。
- (3) 当クラブの目的、趣旨に賛同し、自分の技能に関係なく、将来においても、サッカーと深く関わりたいという希望を強くもつ。
- (4) 学習との両立を図り、はじめある生活を心掛け、他チーム及び他校の選手と積極的に交流しようとする意欲をもつ。
- (5) その他の当クラブが定める約束事に従う。

## 第4条 禁止事項

- (1) 当クラブの秩序・風紀を乱す行為。
- (2) 当クラブの名誉または利益を害する行為。
- (3) アカデミー生の他スクール（クーバー等）への参加。

## 第5条 入会資格

- (1) 当クラブの主旨に賛同し、規約を厳守する者で、当クラブが入会に適すると認められた者とする。
- (2) 入会には保護者の同意を得ることを必要とする。
- (3) アカデミーに入会を希望する者は、入会前に体験練習に参加する事を必須とする。

## 第6条 入会手続

- (1) 入会を希望する者は、別に定める「入会申込書兼同意書」及び、その他必要書類に必要事項を記入し、年会費・月会費・用具代金を添え、提出する。

## 第7条 退会・除名・資格の喪失

### 次の事項に当てはまる場合、会員はその資格を喪失する

- (1) 退会する月の前月末までに退会届を提出し、受理されたとき。
- (2) 当クラブの名誉を著しく傷つける者、または本規約に反する行為をする者、生活態度の悪い者（飲酒・喫煙・万引き・茶髪・ピアス等）
- (3) その他クラブ員としてふさわしくないと判断された者。
- (4) 会費の納入を3ヶ月怠った場合。

## 第8条 会費

- (1) 当クラブが定めた期日に指定銀行より口座振替にて遅滞なく支払う。
- (2) 納入された会費は原則返還しない。
- (3) 退会する者は、その退会する月の前月末日までに退会届を提出するものとする。退会の申し出がない場合は、参加の有無に関わらず活動中と見なし、月会費・年会費を全額請求する。
- (4) 正当な理由無く、会費等の納入を3ヶ月怠った場合は指導を停止され、当クラブの会員としての資格を失う。

## 第9条 事故、怪我

- (1) 指導者は事故が起きないよう万全の注意を払うが、練習・試合及び、移動中の事故やケガ等、当クラブの活動において発生した不慮の事故による傷害については、スポーツ安全保険を適用し、当クラブは責任を一切負わないものとする。
- (2) 保護者などスポーツ安全保険未加入者が、クラブ活動中に不慮の事故による傷害を被った場合、当クラブは一切責任を負わないものとする。
- (3) 施設利用の際（駐車場合含む）盗難、人身事故、その他の事故、損害に対して当クラブは一切の責任を負わないものとする。

## 第10条 休会

- (1) 特別な理由（怪我・病気）があり、休会する月の前月末までに休会届を提出し、受理されたとき休会を認める。
- (2) 月の途中で休会の場合、会費は返還されない。
- (3) 小学生以上の休会期限は1ヶ月以内とする。

## 第11条 用具

- (1) 指定用具がある場合は、当クラブ指定の物を購入すること。
- (2) 当クラブの活動・移動にあたっては、指定用具を着用のこと。

## 第12条 個人情報

- (1) 入会時に入会申込書に記載された個人情報は、当クラブの運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。
- (2) 当クラブの活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は当クラブに帰属するものとする。この記録物は特定非営利活動法人（NPO）スポーツクラブRiopedra加賀と㈱アウパの広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用することがある。

## 第13条 規約改正

- (1) 本規約の改正は、Riopedra加賀FCスタッフにより、随時改正することができる他、本規約に定められていない必要な事項も随時追加することができる。

## 第14条 施行

本規約は 2012 年 1 月 1 日施行  
2012 年 4 月 18 日改正  
2012 年 10 月 12 日改正  
2013 年 1 月 9 日改正  
2013 年 1 月 24 日改正  
2013 年 8 月 22 日改正

以上

※規約は HP にて随時更新